内閣衆質第一○号

昭和二十五年七月二十五日

内 閣総理大臣 吉 田 茂

議 院 議 長 鸺 原 喜 重 郎 殿

衆

衆議院議員横田甚太郎君提出公職追放者に適用する字句の解釈等に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

(質問の 一〇)

衆 議 院 議 員 横 田 甚太郎君 提 出 公職 追放者に適用 用する字句 の解釈等に関する質問 に対する答 弁

わ が 玉 が、 連合国 0 管理下 に お か れ て **\ る以上、 その 管 理 権の作用として発せられる 指 示、 命 令 に

五. 年九月二日附指令第一号附属 一般命令第一号第十二項及び一九四五年九月三日附指令第二号第四 項参

誠実かつ迅速に従わなければならないことは当然である。

九

四

は、

その発令官憲の

解釈に従つて、

照 L か でして、 先般の共産党幹部の追放は、 御承知の通り、 本年六月六日附連合国最高司令官の指令に

よるものであり、 政府 は、 この 指令を忠実に実行したまでである。 従つて、 政府としては、 その 追 放措

置をとるに当つて、 お 尋 ねのような便法をとる必要もなかつたし、 又そのような便法をとつた事 実 ŧ な

\ <u>`</u>

お 尋 ね 0) 反米鬪争という言葉は、 公の用語でもなく、 政府としてはこれについ て註釈を加える限 ŋ で

は な が 7 かなる名目で行われる行為であつても、 それが一九四五年九月十 ・日附の 言論 及び 新 聞 \mathcal{O} 自

由 に関する覚書又は同年九月十九日附のい わゆるプレス・コードに関する覚書に違反し、 その他 般的

に云つて、 昭和二十一年勅令第三百十一号第二條第三項に定める連合国占領軍の占領目的に有害な行為

に該当し、 又は団体等規正令第二條若しくは第三條に定める禁止行為に該当するときは、 当然取締 の対

連合国軍官憲の発する指令の解釈に関するもので

象となるのである。しかして、これに関する認定権は、

ない限り、 日本国の所轄機関にあるのであつて、その当否は、最終的には裁判所において判断されるの

である。

三 連合国占領軍の占領目的に有害な行為の意味については、 右に述べた通りである。しかして、その

「占領軍」とは、 もちろん占領任務に従事する連合国の軍隊を指すのであるが、 特定国 [の軍隊が連合国 0

占領軍を構成している場合に、 その資格において行う政策又は措置に対する反抗は、 当然連合国占領軍に

対する反抗となるものと考える。

右答弁する。